

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第百八号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年十月奈良県条例第二十号）の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。